

平成 27 年度 第 1 回 今治市子ども・子育て会議

児童健全育成部会

日時 平成 28 年 2 月 25 日 (木) 16 : 00 ~ 16 : 30

場所 庁議室

【会 次 第】

- 1 健康福祉部長挨拶
- 2 部会長の選任について
- 3 部会検討事項について (資料 P 1 ~ 2)
- 4 放課後児童クラブの現状について (資料 P 3 ~ 4)
- 5 放課後児童クラブの民間委託について (資料 P 5 ~ 31)
- 6 今後のスケジュール
- 7 その他

児童健全育成部会の設置について

1 目 的

今治市子ども・子育て支援事業計画の施策展開の中で、放課後児童健全育成事業の「量の見込み」に対する「確保策」等についての施策の検証・審議等を図ることを目的とする。

2 職 務

放課後児童健全育成事業の確保策の検証・審議を行うとともに、放課後児童クラブで待機児童が発生する校区での市内民間事業者（認定こども園、幼稚園、保育所を運営する学校法人や社会福祉法人等）への事業運営委託を行う事業者を選定する。

3 部会委員（案）

区 分	役 職 名	氏 名
学識経験者	今治市明德短期大学ライフデザイン学科 准教授	泉 浩徳
関係団体代表者	今治市民生・児童委員協議会主任児童委員部会部長	野崎 幸子
	今治市社会福祉協議会地域福祉部長	御堂 和貴
	今治市小・中学校長会会長	渡邊 建男
	今治市PTA連合会会長	田中 健司
	今治市児童クラブ連絡協議会会長	秋山 辰郎

4 スケジュール（予定）

月 日	内 容
平成 28 年 2 月 25 日	平成 27 年度第 2 回子ども・子育て会議にて部会設置の報告・承認 第 1 回部会 放課後児童クラブの確保策の説明及び公募方法等の説明
平成 28 年 4 月 1 日 ～4 月 25 日	公募・提案書受付期間
平成 28 年 4 月 28 日	第 2 回部会 公募型プロポーザル方式による施設の選定
平成 28 年	平成 28 年度第 1 回子ども・子育て会議にて報告

【1-2 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)】

事業内容

児童の健全な育成を図るため、昼間、保護者のいない家庭の児童に対し、放課後や学校休業日において遊びを主とする育成・支援活動を行います。

確保策

学校施設及び用地を活用し、安心安全な放課後児童クラブの事業内容を維持し、面積要件の改善等と合わせ、将来推計により施設の整備を進めます。

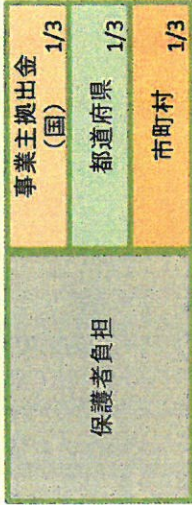
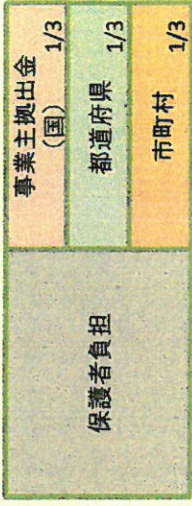
児童の受け入れについては、開設時間の延長等、利用者ニーズを踏まえた支援体制の整備を行い、低学年児童を優先した上で、順次、高学年児童の受け入れを行います。

また、障害児、ひとり親家庭や低所得者世帯等への配慮や利用も合わせて検討します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(低学年)	1,388	1,393	1,379	1,361	1,311
②確保の内容(低学年)	1,388	1,393	1,379	1,361	1,311
②-①	0	0	0	0	0
③量の見込み(高学年)	370	370	370	370	370
④確保の内容(高学年)	100	150	200	300	370
④-③	-270	-220	-170	-70	0

放課後児童クラブの主な改正事項

	現行	新制度施行後
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先: 都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先: 市町村]
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進
計画等	<ul style="list-style-type: none"> 「市町村行動計画」の策定。 総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 総合的かつ計画的に事業を実施する責務 <p>※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとつて必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)</p>
費用負担割合	 <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。</p>	 <p>※質の改善にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提(公費)</p> <p>※質の改善にかかる費用については、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)</p> <p>※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項)</p> <p>※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条)</p> <p>※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実のためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

今治市立小学校児童数推移及び児童クラブ入会見込み状況

学校名	クラブ数	実施場所	年 度		5年間の増減数(人)	5年間の増減率(%)	H28年度入会見込数(人)	H28年度待機見込数(人)	クラブ別合計(人)
			H23児童数(人)	H27児童数(人)					
吹揚小学校	2	教室	497	420	-77	-16	97	1	98
別宮小学校	1	プレハブ	317	270	-47	-15	58	4	62
常盤小学校	1	プレハブ	589	523	-66	-11	83	4	87
近見小学校	1	教室	345	320	-25	-7	50	0	50
立花小学校	2	教室	472	521	49	10	96	15	111
鳥生小学校	2	プレハブ	491	435	-56	-11	98	0	98
桜井小学校	1	プレハブ	521	451	-70	-13	64	0	64
国分小学校	1	教室	311	263	-48	-15	44	0	44
富田小学校	1	教室	659	675	16	2	113	0	113
清水小学校	1	プレハブ	419	384	-35	-8	71	0	71
日高小学校	2	プレハブ	624	565	-59	-10	108	3	111
乃万小学校	1	教室	450	558	108	24	77	27	104
波止浜小学校	1	教室	394	335	-59	-15	52	0	52
朝倉小学校	2	公的施設等	202	201	-1	-1	56	0	56
鴨部小学校	1	教室	98	102	4	4	28	0	28
九和小学校	1	プレハブ	162	107	-55	-34	25	0	25
波方小学校	1	児童館	394	330	-64	-16	40	0	40
大西小学校	1	プレハブ	459	418	-41	-9	40	0	40
亀岡小学校	0		85	65	-20	-24	0	0	0
菊間小学校	0		209	150	-59	-28	0	0	0
吉海小学校	1	教室	151	137	-14	-9	25	0	25
宮窪小学校	0		143	118	-25	-18	0	0	0
伯方小学校	1	プレハブ	313	253	-60	-19	31	0	31
上浦小学校	1	公的施設	108	90	-18	-17	21	0	21
大三島小学校	1	教室	131	100	-31	-24	18	0	18
岡村小学校	0		7	3	-4	-57	0	0	0
合計	27		8,551	7,794	-757	-9	1,295	54	1,349

表2 児童クラブ登録者数の推移及び割合

区 分	H23	H27
小学校児童数(人)	8,551	7,794
児童クラブ登録児童数(人)	1,066	1,281
全児童に占める登録児童の割合(%)	12.5	16.4

今治市放課後児童クラブ運営委託業務募集要領 (案)

1 業務概要

(1) 募集の趣旨

今治市が実施する放課後児童健全育成事業について、利用者の増加による待機児童解消の取り組みとして、市内民間事業者（認定こども園、幼稚園、保育所を運営する学校法人、社会福祉法人等以下「事業者」という。）へ運営委託を行う。

(2) 業務名

今治市放課後児童クラブ運営委託業務

(3) 業務内容

「今治市放課後児童クラブ運営委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げる業務

(4) 履行期間

平成28年5月1日から平成29年3月31日までとする。

(5) 事業区域及び委託事業者数

ア 今治市立立花小学校区1事業者

イ 今治市立乃万小学校区1事業者

※各小学校区1事業者（1事業者1施設とする。）とするが、待機児童数が多い場合等はその限りではない。

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 業務規模等

本業務は、今治市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成17年今治市要綱第30号。以下「実施要綱」という。）及び今治市放課後児童健全育成事業実施要領（以下「実施要領」という。）に準ずるものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たす事業者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

(3) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当していない者であること。

(4) 実施要綱第3条各号に該当する者。

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の32の2第1項の規定により届出を行っている者（当該参加表明までに届出する見込みである者を含む。）

(6) 今治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年今治市条例第36号）の基準を満たす施設及び設備等を有し、その施設及び設備の維持管理等は当該事業者が行

うこと。

5 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

6 募集要領等の配付

(1) 配布時期

平成28年4月1日(金)から平成28年4月8日(金)まで

ただし、窓口での配布は、配布期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

(2) 配布場所

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

今治市健康福祉部子育て支援課 TEL:0898-36-1529

(3) 配布方法

ア 窓口又は郵送

募集要領、仕様書及び関係書類を1事業者に1部配布するものとする。

なお、郵送を希望する場合は、料金着払いの小包扱いとするものとする。

イ ホームページ

次のホームページアドレスからダウンロードするものとする。

<http://>

7 参加表明書等

本プロポーザルへの参加表明者は、下記書類を提出すること。

(1) 提出期間

平成28年4月1日(金)から平成28年4月11日(月)まで(必着)

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出方法

提出期間内に、提出書類を持参又は郵送(受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出場所に提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

※なお、本市は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(3) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 会社等概要(様式2)

ウ 今治市税完納証明書(写し可)

区 分	市税完納証明書	
	法人のもの	代表者(個人)のもの
法人	○	○※1
個人	—	○※1

・発行日は、本提出日から起算して3月以内ものに限る。

※1 代表者(個人)が市外在住等により市税完納証明書の提出ができないときは、別途様式を提出すること。(要問合せ)

エ 消費税及び地方消費税納税証明書(写し可)

- ・法人(様式その3、又は様式その3の3)
- ・個人(様式その3、又は様式その3の2)
- ・消費税の課税がない方も必ず提出してください
- ・発行日は、本提出日から起算して3か月以内のものに限る。

オ 登記事項証明書(法人の場合)(写し可)

- ・法人格を有する事業者の方は必ず提出すること。
(履歴事項全部証明書又は全部事項証明書)
- ・発行日は、本提出日から起算して3か月以内のものに限る。

カ 印鑑登録証明書(写し可)

- ・次のどちらを提出すること。

法人	法人分
個人	代表者個人分

- ・発行日は、本提出日から起算して3か月以内のものに限る。

キ 放課後児童健全育成事業の届出書(写し)

(4) 提出部数

1部

(5) 提出場所

前記「第6項(2)」に同じ。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加表明書等により、第4項の「参加資格」要件を満たしているかについて審査し、参加資格審査結果通知書により、平成28年4月12日(火)までに結果通知を行う。

8 説明会

説明会は開催しない。

9 質問書の提出及び回答

企画提案書等の作成について不明な点がある場合は、質問書(様式3)に内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。

(1) 提出期間

平成28年4月15日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出先メールアドレス

今治市健康福祉部子育て支援課: kosodate@imabari-city.jp

(3) 回答方法

提出された質問への回答は、平成28年4月19日(火)までに参加資格を得た者に電子メールにて行う。

10 企画提案書等の提出

参加資格を得た者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 運営方針及び実績（様式4）

事業者が平成22年度以降で実施した又は実施している業務の運営方針及び実績を、具体的に1つ以上記載すること。

イ 企画提案書（様式5）

仕様書の業務を遂行するための具体的な事業計画を3枚以内（A4縦型）で記載すること。

(2) 提出部数

2部（正本1部、副本1部とする。）

(3) 提出期限

平成28年4月25日（月）午後5時

(4) 提出場所

前記「第6項（2）」に同じ。

(5) 提出方法

前記「第7項（2）」に同じ。

11 参加辞退

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、後記12「提案のヒアリング」までに参加辞退届（様式6）を前記「第6項（2）」に持参又は郵送にて提出すること。

12 提案のヒアリング

事業者ごとに企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うものとし、次によりヒアリングを実施する。

(1) 予定日時

平成28年4月28日（木）（時間については、後日通知する。）

(2) 実施場所

今治市庁舎（詳細については、後日通知する。）

(3) 説明者

2人以内の者とする（機器操作者として別に1人のみ出席を認めるが、発言はできないものとする。）。

(4) 持ち時間

プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分程度とする。

(5) その他

使用機材会場には、プロジェクター及びスクリーンは準備するが、パソコンその他の機材は各者で準備すること。

13 事業者の選定

庁内に設置される選定委員会において、企画提案書及びヒアリングの内容により、評価基準に基づく総合的な審査を経て、最も優秀な事業者を委託候補者として選定する。

審査の結果は提案者に書面にて通知する。各提案者の評価項目ごとの評価点数は、今治市ホームページ

ジ内において公表する。

申込者が1事業者以内の場合にあっても、本募集要領及び当該業務仕様書に照らし合わせ、選定委員会を実施し審査を行うものとする。

14 契約の締結等

前項により選定された者と仕様について詳細な打ち合わせ後、契約の交渉を行う。契約交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

なお、契約締結するときは、実施要領9「委託契約」に規定される書類を提出すること。

(1) 仕様等の確定について

契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。当該協議が成立した場合には、当該協議内容について当該業務の担当検査員の審査を受けた後に契約を締結するものとする。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が契約候補者となったときも同様とする。

(2) 契約金額の確定について

契約金額は、実施要領に基づく金額とする。

(3) 契約保証金について

契約保証金の納付は免除する。

15 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。第10項により特定された企画提案が無効となった場合は、評価により順位付けられた順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本企画提案に対する助言を求めた場合
- (5) 第4項の各号に該当しない場合

16 スケジュール

	項 目	期 限 又 は 時 期
1	公告	平成28年4月1日(金)
2	参加表明書受付期限	平成28年4月11日(月)
3	質問書受付期限	平成28年4月15日(金)
4	質問書回答期限	平成28年4月19日(火)
5	提案書受付期間	平成28年4月19日(火)から 平成28年4月25日(月)まで
6	審査	平成28年4月28日(木)
7	審査結果の通知	平成28年4月下旬
8	契約協議	平成28年4月下旬
9	契約	平成28年5月1日(日)

17 提出書類の取扱い

- (1) 参加表明書、企画提案書その他提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するものとする。

18 情報公開

- (1) 市は提出された企画提案書等について、今治市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
- (2) 次に掲げる事項について、今治市ホームページ等において公表する。
 - ア 業務名
 - イ 契約期間
 - ウ 選定した契約候補者の名称
 - エ 選定の経緯及び結果
 - オ 担当課の名称

19 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とする。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできない。

20 留意事項

- (1) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- (3) 企画提案書等に記載した当該業務の担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の担当者であることの承認を得なければならない。